

長久手市出産・子育て応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和6年3月29日付けこ成環第99号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備出生の届出と面談を行った子育て世帯等に対し、育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減等、経済的負担の軽減を図る子育て応援給付を実施する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯とは、主に0歳から2歳の乳幼児を養育する世帯をいう。
- (2) 出生届後の面談等とは、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等をいう。

(事業開始日)

第3条 本事業を開始する日(以下「事業開始日」という。)を令和5年3月1日とする。

(子育て応援給付金支給額)

第4条 子育て応援給付金(以下「給付金」という。)の支給額は、現金5万円とする。

(給付金の対象者)

第5条 給付金の対象者は、給付金の申請時点で長久手市に住所を有する者とする。

2 事業開始日以降、令和7年3月31日以前に出生した児童の養育者で、これまでにその児童に係る給付金を支給されたことのない者(以下「支給養育者」という。)とする。

（給付金の支給要件）

第6条 給付金は、次に掲げる要件を満たす者に支給する。

出生届後の面談を行い、令和7年4月1日以降に申請する支給養育者。市が里帰り先の市区町村に面談等の実施を依頼した場合であっても、給付金は、市が支給する。この場合、市は里帰り先の市区町村と適切に連携を図り、各面談等の実施状況などを確認するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

3 申請前に対象児童が死亡した支給養育者は、出生後の面談等を行うことなく申請を行うことができる。

4 支給養育者は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、申請の最終期限を令和8年3月30日とし、令和8年3月31日以降は支給の申請はできないものとする。

（給付金の申請）

第7条 給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て応援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- (2) 口座情報の写し

公金受取口座で受給する者を除く。

(3) 委任状（様式第2号）

申請者が給付に関する権限を代理人に委任する場合に限る。

(4) 出生後アンケート（妊婦等包括相談支援事業実施要綱様式第1号）

申請前に対象児童が死亡した当該児童の申請者を除く。

2 第1項による申請については、長久手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年長久手町条例第5号）の規定を準用する。

（決定の通知）

第8条 市長は前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、支給の決定をしたときは、申請者に支給する。また、不支給を決定したときは長久手市子育て応援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて、申請者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、申請者が第5条から第6条までの要件を満たすか確認を行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

子育て応援給付金支給申請書兼請求書

（出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）

年 月 日

長久手市長 あて

長久手市出産・子育て応援事業実施要綱第7条の規定により、以下の全ての同意事項について同意し、下記のとおり申請します。

【同意事項】

- 市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、出産後のアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することがあります。
- 子育て応援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認する場合があります。
- この申請書は、市が支給決定をした後は、子育て応援給付金の請求書として取り扱います。

記

氏名（署名）		電話番号	
子の名前		出生日	年 月 日
現住所	〒		
他自治体での受給の有無	<input type="checkbox"/> 受給していない · <input type="checkbox"/> 受給している（又は受給予定）		
出生届出日時点の住所地	（現住所と異なる場合のみ記載）		
封筒記載の整理番号	※把握できた場合のみ		
申請する給付金	子育て応援給付金 50,000円		
受け取り方法	<input type="checkbox"/> 公金受取口座で受給する · <input type="checkbox"/> 指定口座で受給する		
公金受取口座で受給する場合は、下記の記入は不要です			
振込先	金融機関名	本店・支店名	種別
			<input type="checkbox"/> 普通 · <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座 名義人	(フリガナ)
※口座名義人が申請者と異なる場合			続柄

【添付資料】

- 申請者の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- 口座（金融機関、本支店名、口座番号等）が確認できる書類の写し（指定口座で受給する場合）
- 委任状（口座名義人が申請者の氏名と異なる場合）
- 代理人の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- 出生後アンケート（未提出の場合）

様式第2号（第7条関係）

委任状

年 月 日

長久手市長 殿

委任者

住所

氏名（記名押印又は本人自署）

生年月日 年 月 日

電話番号

私は次の者を代理人と定め、出産・子育て応援給付金支給の受領に関する一切の権限を委任します。

代理人

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

※ 代理人の公的身分証明書も必要です。

様式第3号（第8条関係）

第
年
月
日
号

様

長久手市長

子育て応援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て応援給付金について、不支給とした
ので通知する。

不支給とした理由